

# **職員派遣・代替サービス提供・代替サービス調整**

---

## **簡易マニュアル**

**B-ICAT南部地域事務局**

**2020年11月**

# 目次

1. 実施要綱	.....	3
2. 応援事業種類	.....	4
3. 職員派遣事業の流れ	.....	5
4. 代替サービス提供・調整事業の流れ	.....	6
5. 補助申請の流れ（職員派遣事業）	.....	7
6. 補助申請の流れ（代替サービス提供・調整）	.....	8
7. 事務局連絡先一覧	.....	9
8. その他	.....	10

① 滋賀県応援事業（職員派遣・代替サービス提供）要綱他発送 11月下旬

② 滋賀県応援事業（経営者・管理者向け）Web説明会

2020年12月2日（水）15:00～

# 1. 滋賀県新型コロナウイルス感染症発生時の 介護関連施設・事業所間の応援事業（職員派遣・代替サービス提供）実施要綱

## ～抜粋～

（目的）

### 第1条

事業所等で働く職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、職員の出勤や利用者のサービス利用が困難となった場合、利用者の日常生活を支援できるよう、職員が不足する事業所等に対する他の事業所等からの応援職員の派遣や利用者の他の事業所等によるサービス提供といった事業所等間における相互応援システムを、県内の事業所等による連携の下、構築するものとする。

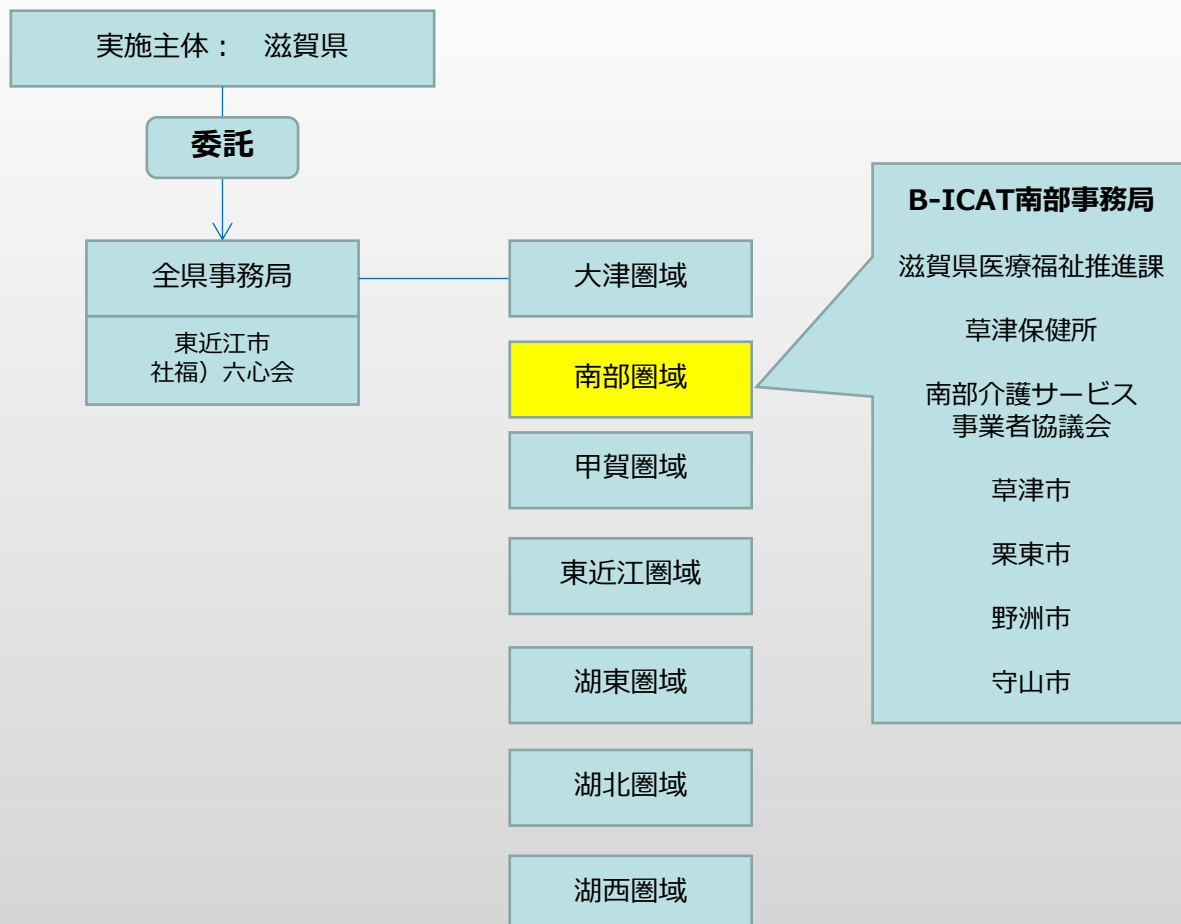
（事業の実施主体）

### 第3条

本事業の実施主体は滋賀県（以下「県」という。）とし、事業所等における効率的な応援を実施できるようにする観点から、本事業のすべてを県内の事業所等で構成される団体等（以下「受託団体」という。）に委託して行うものとする。

2 受託団体は、一定の地域における調整および全県域における調整を行える体制を整えるものとする。

3 事業実施に際し、県と受託団体は各進行段階で連携を密にし、必要に応じ各関係機関・事業所等と共に調整を図るものとする。



## 2. 応援事業種類

### 2-1. 職員派遣事業【入居施設等での応援事業】

感染症発生施設において、サービス提供職員が不足した場合、県内の施設（事業所）から事前に登録をいただいている応援職員が、スケジュール（1人3～5日）を組んで最大21日間程度、派遣応援に入る仕組みです。

- \* 要綱第4条（1）参照
- \* Q&A I 問1～問39 参照
- \* イメージ図①

事務局： **全県事務局**が対応します

### 2-2. 代替サービス提供事業【在宅サービス等での応援事業】

事業所の職員や利用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または濃厚接触者となることにより、事業所で勤務する職員が不足し、または一時的に事業所を休止・縮小する場合に、事前に登録をいただいている他の事業所において利用者へのサービスを提供する仕組みです。

- \* 要綱第4条（2）参照
- \* Q&A II 問40～問56 参照
- \* イメージ図②及び③

事務局： **各地域事務局**が対応します

#### 2-2-1. 代替サービス調整【在宅サービス等での応援事業】

代替サービス提供において、事業者及び利用者の居宅サービス計画の調整を行う場合。調整にあたっては、発生事業所・地域事務局（B-ICAT南部事務局）・草津保健所・各市の介護保険セクションと連携を行うものとして、代替サービスを調整する仕組みです。

- \* 要綱第5条2項 参照
- \* Q&A II 問40～問56 参照
- \* イメージ図②及び③

事務局： **各地域事務局**が対応します

### 3. 職員派遣事業の流れ

感染・濃厚接触者発生施設

県内施設・事業所

**陽性者の発生**

集団感染5人以上

**職員派遣事前登録**

手順①

全県事務局派遣依頼

手順①

様式1号の提出

応援期間は、概ね3週間程度で、職種は、介護職・看護職となります。

応援派遣  
事前登録より調整

依頼期間のスケジュール調整を事務局が行います

手順②

派遣元法人との  
協定書締結

手順②

派遣先法人との  
協定書締結

協定書は、事業実施事務局が準備します

手順③

応援職員受入準備  
(業務内容等)

手順③

応援職員送り出し準備  
(業務シフト調整)

応援職員活動スケジュールに基づき派遣応援

滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

手順④

様式8号 終了届提出

手順④

継続支援事業費として  
滋賀県へ補助金請求

「応援事業に定める応援手当」

発生施設以外の応援  
10,000円/1日(8h)

発生施設内の清潔エリア応援  
15,000円/1日(8h)

発生施設内の汚染エリア応援  
20,000円/1日(8h)

他、出張に係る手当・交通費・宿泊費も補助対象

手順⑤

応援手当  
職員への支給

# 4. 代替サービス提供・調整事業の流れ

感染・濃厚接触者発生による休業  
事業所/施設

県内施設・事業所

**休業事業所・施設**

**代替サービス提供  
事前登録**

手順①  
**地域事務局派遣依頼**

手順①  
**様式2号の提出**

代替サービス提供期間は、概ね休業期間で、短期入所・通所・訪問系サービス提供となります。

代替サービス調整については、介護支援専門員を中心として、指定権者（県・各市町村）・圏域保健所・地域事務局が事前登録されているサービス提供事業所と調整を図ります。

依頼期間のサービス提供調整を行います

**居宅介護支援事業所**

手順②  
**依頼法人の  
協定書締結**

手順①  
**調整法人の  
協定書締結**

手順②  
**受入法人の  
協定書締結**

協定書は、事業実施事務局が準備します

手順③  
**利用者情報提供  
(アセス内容等)**

手順②  
**利用者プラン  
調整**

手順③  
**利用者受入準備  
(業務シフト調整)**

**代替サービス利用プランに基づきサービス提供**

滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金 等

手順④ 手順④  
**継続支援事業費として  
滋賀県へ補助金請求**

【受入事業所】  
「代替サービス提供事業に定める応援手当」  
濃厚接触者の受入応援 2,500円/1時間  
濃厚接触者以外の受入応援 1,250円/1時間

【居宅介護支援事業所】  
「代替サービス提供事業に定める調整手当」  
濃厚接触者の調整 3,000円  
濃厚接触者以外の調整 1,500円

手順⑤  
**調整法人へ  
手当の支払い**

手順③  
**依頼法人へ  
手当の請求**

手順⑥  
**様式8号  
終了届提出**

## 5. 職員応援派遣補助申請の流れ

派遣先法人

感染施設（事業所）

派遣元法人

職員応援派遣施設（事業所）

申請

滋賀県  
新型コロナウイルス  
感染症にかかる介護  
サービス継続支援事業

応援派遣

「応援事業に定める応援手当」

発生施設以外の応援  
10,000円／1日（8h）

発生施設内の清潔エリア応援  
15,000円／1日（8h）

発生施設内の汚染エリア応援  
20,000円／1日（8h）  
他、出張に係る手当・交通費・宿泊  
費も補助対象

支払



### 1. 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス継続支援事業

- 代替サービス提供事業で「受入法人が負担する応援手当」
- 代替サービス提供事業で「依頼先が負担する調整手当」

→ これらは、当該事業における「かかり増し経費」の対象となり、県（大津市所在の事業所は大津市）から支出相当額を補助することができます（ただし、サービスの種類ごとに補助の上限額の設定あり）。

## 6. 代替サービス提供・調整補助申請の流れ

### 依頼法人

休業施設（事業所）

申請

滋賀県  
新型コロナウイルス  
感染症にかかる介護  
サービス継続支援事業

【居宅介護支援事業所】  
「代替サービス提供事業  
に定める調整手当」

濃厚接触者の調整  
3,000円  
濃厚接触者以外の調整  
1,500円

支払

### 調整法人

居宅介護支援事業所

調整

請求

法人間での請求を行います。任意請求書可。

調整人数・金額区分を  
明記

### 受入法人

代替サービス提供  
施設（事業所）

申請

滋賀県  
新型コロナウイルス  
感染症にかかる介護  
サービス継続支援事業

【受入事業所】  
「代替サービス提供事業に  
定める応援手当」

濃厚接触者の受入応援  
2,500円／1時間  
濃厚接触者以外の受入応援  
1,250円／1時間

### 1. 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス継続支援事業

- 代替サービス提供事業で「受入法人が負担する応援手当」
- 代替サービス提供事業で「依頼先が負担する調整手当」

→ これらは、当該事業における「かかり増し経費」の対象となり、県（大津市所在の事業所は大津市）から支出相当額を補助することができます（ただし、サービスの種類ごとに補助の上限額の設定あり）。



## 7. 事務局連絡先一覧

県全域事務局および地域事務局 連絡先

圏域	団体名	担当者	電話 ※対応可能時間は、各事務局により異なります	F A X
	所在地		電子メールアドレス	
県全域	(福)六心会	堤	0748-48-5000	0748-48-6100
	〒529-1441 東近江市五個荘川並町268		ytsutsumi@rokushinkai.com	
大津	(株)六匠	北村	077-547-2530 080-1515-5961	077-547-2531
	〒520-2144 大津市大萱三丁目6-35		t.kitamura@rokusho.net	
南部	南部事業者協議会	小川・中村	080-7963-4306	077-562-3533
	〒525-0034 草津市草津三丁目14-75		snksjk@gmail.com	
甲賀	(福)近江和順会 レーベンはとがひら	生田・河岸	0748-65-0066 090-5092-5168	0748-65-0068
	〒528-0005 甲賀市水口町水口6837番地の5		ikutayu@ohmiwajunkai.or.jp	
東近江	(福)慈照会 カルナハウス	後藤	0748-23-3250	0748-22-3250
	〒527-0001 東近江市建部下野町797		karuna@jishoukai.or.jp	
湖東	(一社)彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	鈴木・菅原	0749-49-2455 080-8941-3414(彦根市内) 090-7368-9505(愛知犬上)	0749-49-2433
	〒522-0057 彦根市八坂町1900番地4くすのきセンター3階		info@gen-ai-ken-kaigo.jp	
湖北	湖北地域介護サービス事業者協議会	山岡・藤田	0749-52-1463	0749-52-8051
	〒521-0072 米原市顔戸21-2		kohokutiikikaigo@gmail.com yamaoka@leaful.jp	
湖西	高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市役所長寿介護課(夜間)	玉村	0740-22-2525 0740-25-8029	0740-22-5963
	〒520-1621 高島市今津町今津448-45		ea35@pref.shiga.lg.jp	

## 8. その他

滋賀県南部介護サービス事業者協議会 TOPへ戻る

[お問い合わせはこちら](#)

[会員事業所一覧](#)   [入会のご案内](#)   [プライバシーポリシー](#)   [様式ダウンロードはこちら](#)   [コロナ最新情報はこちら](#)



### お知らせ



### 滋賀県南部介護サービス事業者協議会について

滋賀県南部地域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）に事業所を開設している介護サービス事業者の協議会です。介護サービス事業者が設立した協議会で、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成する一員として、介護サービス事業者がその責任を果たしていくことを目指し、次の三つの連携を柱に活動しています。

**ホームページ掲載中**  
\* 発生時確認事項チェックリスト

## トピックス



滋賀県南部介護サービス事業者協議会

### 新型コロナハテナ相談 オープンチャット

開設のご案内

LINEのアカウントと切り離して、匿名で気軽に会話できるLINEアプリの機能です。

皆さんの悩みや疑問、情報の交換や共有にご活用ください。

チャットに参加して情報共有するだけでもOKです！

興味はあるけど・・・  
“オープンチャット”って  
いったいナニ???

他事業所の感染対策が  
知りたい！

個人的に相談したい！

意見を参考にしたい！

滋賀県南部介護サービス事業者協議会では新型コロナウイルスに関する情報を会員が気軽に共有できる場としてLINEオープンチャットをスタートしました。

◆LINEオープンチャットに関するお問い合わせは…  
『南部協議会コロナハテナ相談チャット』  
滋賀県南部介護サービス事業者協議会  
(担当) 袖森・井上

スマートフォンでこちらのQRコードを読み取りアクセス！



### コロナ感染拡大時の、従業員宿 泊療養所 の ご紹介

事業所（法人）より、  
直接お申込み

### コロナ感染拡大時の、利用者・ そのご家族の宿泊療養所 のご紹介

滋賀県南部介護サービス  
事業者協議会にて申込